

第1章 策定の背景

1. 世界の環境問題

私たちは自然環境を資本として利用しています。同時にそれは、自然環境に負担をかける行為でもあります。自然は自己修復性を持っており、ある程度の負担までは短期間で回復可能です。言い換えれば、自然が持つ自己修復性を超えて負担をかけると、結果的に人類をはじめとした生物すべてに悪影響を及ぼすことになります。

人類は誕生当初より、生活のなかで自然環境に負担をかけていたと考えられますが、自然の自己修復性を超えた過剰なものではありませんでした。しかし20世紀後半から高度な産業社会が形成され、それとともに世界の人口は急激に増加してきました。今日、私たち現代人が自然にかける負担は、自然の自己修復性を大きく上回っていると言われています。

私たち人類がかける負担によって、地球温暖化^(※1)や酸性雨^(※2)、砂漠化^(※3)といった地球規模の環境問題が発生しています。これらの問題は私たちが原因者であると同時に、その影響を被る被害者でもあるという複雑な関係になっているのです。

地球規模のこの問題に取り組むために、たとえば気候変動枠組条約^(※4)では、国レベルでの温室効果ガス^(※5)排出削減量を規定し、各国は自国内の規制を行っています。特に産業が発展し人口の多い、先進国の果たす責任は大きいと言えます。

2. 日本の環境政策

日本の環境問題は、戦後の高度経済成長期^(※6)における産業公害や、開発による自然破壊から始まり、その発生原因と影響が比較的明確で、限られた範囲の地域で発生し、公害対策基本法^(※7)等の法整備や企業等の努力により改善されてきました。

しかし、今日の環境問題はそれぞれの原因と影響が複雑に絡み合い、広範囲に影響を及ぼすのが特徴で、従来からの規制や指導等による個別的な対策だけでは解決が困難になってきています。そこで国は、複雑化・地球規模化する環境問題に対応するため、平成5（1993）年、環境基本法^(※8)を制定しました。

3. 登別市の環境行政

市では、昭和 42（1967）年に制定された公害対策基本法に基づき、昭和 46（1973）年、登別市公害対策審議会条例^(※9)を定め公害対策を推進してきました。さらに昭和 48（1973）年、市民の健康と生活を守り、良好な自然環境と生活環境を保全するための基本理念となる、登別市公害防止条例^(※10)を制定し、総合的な公害防止施策を進めることとしました。

昭和 40 年代頃までの公害問題では、市民は一方的に被害を受ける側という立場でした。しかし環境問題の領域が大型消費や I T の普及による日常生活や通常の産業活動に起因することが大きくなった現在は、市民も環境問題に関する加害者の立場へと変化しています。

このような背景のもと、自然と共生した環境を現在及び次代を担う子どもたちに引き継ぎ、地球環境の保全に関する取組みを進めるためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的な行動が必要です。そこで、国が平成 5（1993）年に制定した環境基本法を基に、平成 12（2000）年、登別市環境基本条例^(※11)を制定しました。

さらに登別市環境基本条例第 10 条の規定を受けて、条例に掲げられた基本理念や施策の基本方針に則り、環境に関する広範な施策を、市民・事業者とともに総合的・計画的に推進するため、平成 14（2002）年、登別市環境基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を策定しました。